
【お知らせ】 経済産業省

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく措置について
（ロシア・ベラルーシ向け輸出禁止措置等） < 3月18日施行 >

ロシアによるウクライナへの侵略を踏まえ、政府では、国際社会と連携した制裁措置として、ロシア・ベラルーシなどに向けた輸出禁止措置を順次発表しています。

この輸出禁止措置を講ずるため、3月11日には輸出貿易管理令を改正し、3月15日には関係省令や告示、通達の改正や新設を公布しましたのでお知らせします。

具体的には、軍事能力の強化等に資すると考えられる汎用品（半導体、コンピュータ、通信機器、ディーゼルエンジンなど）について、原則として、ロシア・ベラルーシ向けの輸出を禁止するなどの措置を導入します。（3月18日施行）

第三国に輸出し、第三国からロシア・ベラルーシに再輸出する場合等、ロシアやベラルーシが直接の輸出先でない場合も輸出禁止の対象となる場合があります。

海外輸出に携わる方は、経済産業省のホームページをご覧ください、該当する取引がないか、必ず確認いただくようお願いします。

【詳細】

外為法に基づく輸出貿易管理令等の改正について（ロシア・ベラルーシ向け輸出禁止措置等）

< 概要 >

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220315007/20220315007-1.pdf>

< 説明動画 >

<https://www.youtube.com/watch?v=AUKfch6dv-E>

< ロシアなどに対する制裁関連に関する HP >

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

（問い合わせ先）

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課

電話：03-3501-1511（内線 3241）

03-3501-0538（直通）

（申請先）

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

担当班：対ロシア審査班

電話：03-3501-1659（直通）

メールアドレス：bzl-russia-seisai@meti.go.jp